

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言等によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 センターの所在地は、東京都新宿区西新宿七丁目7番30号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 センターの業務区域は、東京都の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別の全てに係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号から第三号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 センターは、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、住宅を新築する場合は

設計住宅性能評価、住宅を新築する場合以外は建設住宅性能評価に関する規定を準用する。

- 2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を準用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 センターは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

- 4 センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

- (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前 5 項の規定（前項（1）の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第 6 条第 1 項」とあるのは「第 6 条第 2 項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。
- （設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）
- 第 11 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する「住宅性能評価マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。
- （設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）
- 第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは、「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項第3号を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第二号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第四号に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明書を依頼することができる。センターが確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号(センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項)の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする(ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)。

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第4の3(1)ロの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び

評価の結果を記載した書類

- 4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（建設住宅性能評価の申請の受理及び契約）

第17条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期

日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

- (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、センターが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（建設住宅性能評価）

第18条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する「建設住宅性能評価マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を

一時中断する。

- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第19条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を書面により通知しなければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。

- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

（建設住宅性能評価の申請の取り下げ）

第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

（建設工事の変更）

第21条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

（建設住宅性能評価書の交付）

第22条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第

18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項) の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第 14 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

第 23 条 センターの理事長は、評価等の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

4 評価員は、法別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 24 条 センターの理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があつたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第 25 条 評価等の業務を実施するため、評価員をセンターに 3 人以上配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

3 センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第 26 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、センターの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 27 条 評価等の業務に従事する職員を、第 25 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、センターに 3 人以上配置する。

2 センターは、担当の部長を法第 9 条第 1 項第三号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 28 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第 1 号様式による。

(秘密保持義務)

第 29 条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第 30 条 申請者は、別表 2 に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第 31 条 評価料金等は、別表 3 に掲げる場合に減額することができるものとし、減額する場合の減額金額・減額率については、それぞれ別表 3 のとおりとする。

(評価料金等の返還)

第 32 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 33 条 センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

第 34 条 センターは、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 35 条 センターは、本規程を事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 36 条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 37 条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき10円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を

必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 40 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 41 条 センターの役員又は職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの役員又は職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又は職員（評価員を含む。）で、センター以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又はその職員（評価員を含む。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 センターの理事長は住宅性能評価業務管理責任者以外から監査員を任命し、適正な住宅性能評価業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回監査員に内部監査を実施させる。

6 前 5 項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 42 条 センターは、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 5,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 43 条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 2

平成 22 年 2 月 15 日 改定

平成22年6月	1日	改定
平成24年4月	1日	改定
平成24年4月20日		改定
平成27年4月	1日	改定
平成27年7月	1日	改定
平成28年4月	1日	改定
令和元年5月	1日	改定
令和元年11月25日		改定
令和2年4月	1日	改定
令和3年4月	1日	改定
令和4年2月20日		改定
令和4年10月	1日	改定
令和4年11月15日		改定
令和5年4月	1日	改定
令和5年10月	1日	改定
令和6年4月	1日	改定
令和7年4月	1日	改定
令和7年11月	1日	改定

別 表 1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3桁目	「022」
4～5桁目	「00」
6～9桁目	交付日の西暦
10桁目	[住宅性能評価について] 1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価(新築住宅) 3：建設住宅性能評価(既存住宅) 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 [長期使用構造等について] 1：新築
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別記第1号様式

(表面)

(裏面)

評 価 員 証 氏 名 生年月日 年 月 日 登録番号 1－000 発行年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 特 記 上記の者は、当センターの評価員であることを証明する。  東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	注 意 1. 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。 2. この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。 3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。 4. この証は評価の資格を失った時又は有効期間を経過した時は、ただちに発行者に返還しなければならない。
---	--

別 表 2

住宅性能評価料金

【戸建住宅】（500㎡未満の併用住宅を含む）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金 (A)	建設住宅性能評価料金	
			評価料金 (検査4回分)	設計住宅性能評価をセンター 以外の者から受けている場合 の加算額
必須項目のみの場合・ 選択項目を併せて選択 した場合	200㎡未満	55,000	102,300	(A) 欄の額の 1 / 2
	200㎡以上	66,000	121,000	

【共同住宅】

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金 (A)		建設住宅性能評価料金		
				評価料金		設計住宅性能評価を センター以外の者から 受けている場合の加算額
		戸当たり 単価	共用部 加算額	戸当たり 単価	共用部 加算額	
必須項目のみの場合	500㎡未満	11,000／戸	46,200	N × 1,320 ／回・戸	N × 73,700／回	(A) 欄の額の 1 / 2
	500㎡以上 1,000㎡未満		59,400		N × 97,900／回	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	9,900／戸	75,900		N × 123,200／回	
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		107,800		N × 160,600／回	
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		117,700		N × 172,700／回	
	6,000㎡以上 8,000㎡未満	8,800／戸	127,600	N × 1,210 ／回・戸	N × 184,800／回	
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		138,600		N × 198,000／回	
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	7,150／戸	240,900		N × 317,900／回	
	20,000㎡以上 50,000㎡未満	6,050／戸	310,200	N × 1,100 ／回・戸	N × 400,400／回	
	50,000㎡以上	4,950／戸	438,900		N × 554,400／回	
選択項目を併	500㎡未満	13,200／戸	46,200	N × 1,540 ／回・戸	N × 73,700／回	(A) 欄の額の 1 / 2
	500㎡以上 1,000㎡未満		59,400		N × 97,900／回	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	12,100／戸	75,900		N × 123,200／回	

せて 選 択 し た 場 合	2,000㎡以上 4,000㎡未満	12,100／戸	107,800	N×1,540 ／回・戸	N×160,600／回	(A) 欄の額の 1／2
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		117,700		N×172,700／回	
	6,000㎡以上 8,000㎡未満	11,000／戸	127,600	N×1,430 ／回・戸	N×184,800／回	
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		138,600		N×198,000／回	
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	9,350／戸	240,900		N×317,900／回	
	20,000㎡以上 50,000㎡未満	8,250／戸	310,200	N×1,320 ／回・戸	N×400,400／回	
	50,000㎡以上	7,150／戸	438,900		N×554,400／回	

※Nは検査回数を示す

【備 考】

1. 上記の評価料金において、「必須項目のみの場合」とは平成12年建設省告示第1661号の一号に掲げる事項を選択した場合をいい、「選択項目を併せて選択した場合」とは同号に掲げる事項以外の設計住宅性能評価（変更性能評価を含む。）を併せて選択した場合を示す。選択項目の中で、構造の安定については、1-2、1-4、1-5 を選択した場合は必須項目のみの料金を適用する。音環境については、8-1～8-4を選択した場合は1,100円／戸（税込金額）を加算する。
2. 変更設計住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価をセンターから受けている場合には、上記に掲げる評価料金において、戸建住宅は評価料金の1／2の額、共同住宅は変更となる住戸等について、戸当り単価及び共用部加算額をそれぞれ1／2として算出した額とする。なお、住宅の計画を大規模に変更する場合は、変更に係る住宅・住戸等について上記の評価料金に基づき算出した額とする。（床面積が増加する場合は増加後の面積で算出する。）
3. センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合は、上記に掲げる当初の評価料金に戸建住宅は評価料金の額を、共同住宅は戸当り部分は変更となる住戸及び共用部について戸当り単価及び共用部加算額として算出した額を加算する。（床面積が増加する場合は増加後の面積で算出する。）
4. 下記のア）の区域に該当する地域である場合は、それぞれ記載の額を加算する。
5. 共同住宅の評価においては、申請者の希望により評価対象住戸数の10分の1（小数点以下は切上げ）を超えて、住戸ごとに定まる性能に関する目視又は計測を行う場合、10分の1を超える戸数について1住戸あたり次の金額を加算する。
 - ・ 必須項目のみの場合19,800円／戸（税込金額）
 - ・ 選択項目を併せて選択した場合22,000円／戸（税込金額）
6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を事前にセンターに申請している場合は、戸建住宅は評価料金から11,000円（税込金額）共同住宅は戸当たり単価から1,100円（税込金額）×住戸数の額を減額する。（同内容の建築物エネルギー消費性能適合性判定に限る。）
7. 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅の場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額から、下記のイ）又はウ）に掲げる額を減算する。

8.	型式住宅部分等製造者認証を受けた者が住宅の申請を行う場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額から、下記のエ)又はオ)に掲げる額を減算する。
9.	建築基準法に基づく確認申請、検査を同時にセンターにて行う場合は、上記に掲げる評価料金若しくは加算額又はケ)に掲げる長期使用構造等確認の申請料金から、下記のカ)に掲げる額を減算する。
10.	住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、上記に掲げる評価料金に下記のコ)に掲げる額を加算する。
11.	建設住宅性能評価の申請の取り下げ又は解除を行った場合の返還の額は、下記のキ)に掲げる申請の取り下げを行った時期に応じた返還率を上記の評価料金に乗じた額とする。
12.	室内空気中の化学物質の測定を選択した場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額に、下記ク)に掲げる額を加算する。
13.	共同住宅等のうち住戸数が1戸かつ500㎡未満の併用住宅の場合においては、戸建住宅の評価料金を適用する。
14.	住宅性能評価書の再交付評価料金は1通当り2,200円(税込金額)とする。
15.	その他特別な事情により、上記に掲げる評価料金が適当ではないとセンターが判断した場合においては、センターと申請者の協議により定める額とする。
16.	評価料金(表中金額)の合計金額のうち消費税を除く金額が100,000円以上の場合には10,000円未満の額を、合計金額が10,000円以上100,000円未満の場合には1,000円未満の額を、合計金額が10,000円未満の場合には100円未満の額を切捨てた金額に消費税を加算した金額とする。

ア) 遠隔地の場合の加算額

(単位 円、税込の金額です。)

エリア	市区町村	検査1回あたりの 加算額
Aエリア	23区	なし
Bエリア	武蔵野市、三鷹市、西東京市、調布市、狛江市	2,200
Cエリア	八王子市、町田市、多摩市、清瀬市、小平市、東村山市、国立市、昭島市、福生市、東大和市、立川市、日野市、東久留米市、小金井市、府中市、稲城市、国分寺市	4,400
Dエリア	羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、桧原村、奥多摩町	8,800
【備考】1. 交通不便地等の場所により、上記に想定した検査が実施しがたい場合には、上記に代えて別途計算した実費を加算することができる。 2. 島しょ部の業務については、交通費等実費相当額(宿泊を要する場合は、当該宿泊費相当額を含む。)及び検査のため出張した日数1日につき23,100円(適合証明業務の現場検査と同時検査となる場合を除く。)を加えた手数料とする。		

イ) 住宅型式性能認定の場合の減算額（戸建住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額	建設住宅性能評価料金の減算額
必須項目のみの場合	200㎡未満	1,650	5,115
	200㎡以上	1,980	6,050
選択項目を併せて選択した場合	200㎡未満	1,650	5,115
	200㎡以上	1,980	6,050

ウ) 住宅型式性能認定の場合の減算額（共同住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

面積		設計住宅性能評価料金の減算額		建設住宅性能評価料金の減算額	
		戸当たり単価	共用部加算額	戸当たり単価	共用部加算額
必須項目のみの場合	500㎡未満	440／戸	1,650	N × 66／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回
選択項目を併せて選択した場合	500㎡未満	550／戸	1,650	N × 77／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回

	10,000㎡以上 20,000㎡未満	550／戸	11,990	N × 77／回・戸	N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回

※Nは検査回数を示す

エ) 型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額（戸建住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額		建設住宅性能評価料金の減算額	
必須項目のみの場合	200㎡未満		1,650		5,115
	200㎡以上		1,980		6,050
選択項目を併せて 選択した場合	200㎡未満		1,650		5,115
	200㎡以上		1,980		6,050

オ) 型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額（共同住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額		建設住宅性能評価料金の減算額	
		戸当たり単価	共用部加算額	戸当たり単価	共用部加算額
必須項目のみの場合	500㎡未満	440／戸	1,650	N × 66／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回
選択項目を併	500㎡未満	550／戸	1,650	N × 77／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回

せて 選 択 し た 場 合	2,000㎡以上 4,000㎡未満	550／戸	5,280	N × 77／回・戸	N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回

※Nは検査回数を示す

カ) 建築基準法に基づく確認申請, 検査を同時に申請した場合の減算額

【戸建住宅】

(単位：円、税込の金額です。)

床面積	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認料 金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から減ずる額
		検査時期が建築基準法による中間検査又は 完了検査と重複する場合の一回あたりの額
200㎡未満	6,600	20,900
200㎡以上	11,000	24,200

【共同住宅】

(単位：円、税込の金額です。)

床面積	設計住宅性能評価又は長期使用構造等 確認料金から減ずる額		建設住宅性能評価料金から減ずる額
	戸当たり単価	共用部加算額	検査時時期が建築基準法による中間検査又は 完了検査と重複する場合の一回あたりの額
500㎡未満	660／戸	4,730	23,100／回
500㎡以上 1,000㎡未満		7,480	34,100／回
1,000㎡以上 2,000㎡未満		10,560	47,300／回
2,000㎡以上 4,000㎡未満		15,070	80,300／回
4,000㎡以上 6,000㎡未満		16,500	94,600／回
6,000㎡以上 8,000㎡未満		17,930	110,000／回
8,000㎡以上 10,000㎡未満		19,250	121,000／回
10,000㎡以上 20,000㎡未満		34,100	143,000／回

20,000㎡以上 50,000㎡未満	660／戸	43,450	176,000／回
50,000㎡以上		61,600	363,000／回

キ) 申請の取り下げを行った場合の申請評価料金の返還率

申請の取り下げを行った時期		当該申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.8
	第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.6
	第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.4
	第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日まで	0.2
	竣工時の現場審査を実施した日以降	0.0
共同住宅	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.8
	第1回の現場審査を実施した日から竣工時（最終回）の現場審査の前日まで	0.8× (全検査回数－実施済み検査回数)／全検査回数 ※小数点第3位以下を切捨てとする

ク) 化学物質濃度測定を選択した場合の加算額

(単位：円、税込の金額です。)

住戸数	ホルムアルデヒドのみ (1住戸あたり)	ホルムアルデヒド+VOC (1住戸あたり)
1戸	73,700	104,500
2戸	70,400	101,200
3～10戸	51,700	83,600
11～30戸	44,000	79,200
31戸～	37,400	70,400

ケ) 長期使用構造等確認の申請料金

【戸建住宅】 62,700 円 (税込の金額です。)

【共同住宅】（戸建て以外のもの）：基本料金＋戸当り料金×戸数

（単位：円、税込の金額です。）

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本料金	500 m ² 未満	48,510	46,090
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	76,780	72,820
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	108,130	102,520
	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	145,200	137,280
	4,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	158,400	149,490
	6,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	171,600	161,920
	8,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	186,450	176,110
	10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	325,050	307,120
	20,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	417,450	394,240
	50,000 m ² 以上	592,350	559,570
戸当り料金	500 m ² 未満	11,550	10,890
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	11,550	10,890
	1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,780	10,120
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	8,250	7,590
	50,000 m ² 以上	7,480	6,820

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は30,800円（税込金額）とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は戸当り料金の1／2の額とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1／2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

コ）住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請をした場合の加算額

【戸建住宅】 7,700 円（税込の金額です。）

【共同住宅】（戸建て以外のもの）：基本料金＋戸当り料金×戸数

（単位：円、税込の金額です。）

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本料金	500 m ² 未満	47,080	42,350
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	47,080	42,350
	1,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	62,700	56,430
	4,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	78,430	70,510
	50,000 m ² 以上	94,050	84,700
戸当り料金		1,650	

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は4,400円（税込金額）とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は4,400円／戸（税込金額）とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1／2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

サ）長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅、共同住宅ともに 3,300 円／戸（税込金額）とする。それ以外の場合は別途見積りによる。

既存住宅の性能評価申請評価料金

＜戸建住宅＞

（単位：円、税込の金額です。）

項 目	200㎡未満		200㎡以上		再検査
	設計図書有	設計図書無	設計図書有	設計図書無	
現況検査・評価	60,500	79,200	72,600	94,600	別途見積り
特定現況検査	33,000（腐朽・蟻害）				
個 別 評 価	別途見積り（性能項目選択）				

- ・新築時の評価書の有無については、有無に係わらず設計図書有と同額とする。
- ・現況検査と特定現況検査は同時実施とする。

＜共同住宅＞

- ・共同住宅の性能評価は、専用（住戸）部分と共用（住棟）部分を合わせて評価することになるので、評価料金は専用部分と共用部分の評価料金の合計金額となる。

（１）専用部分（１住戸の評価料金）

（単位：円、税込の金額です。）

項 目	新築時の評価書			再検査
	有りの場合	無しの場合		
		設計図書有	設計図書無	
現況検査・評価	33,000	39,600	51,700	別途見積り
特定現況検査	別途見積り（腐朽・蟻害）			
個 別 評 価	別途見積り（性能項目選択）			

（２）共用部分（１住棟の評価料金）

（単位：円、税込の金額です。）

延べ面積（㎡）	新築時の評価書			再検査
	有りの場合	無しの場合		
		設計図書有	設計図書無	
500未満	88,000	110,000	143,000	別途見積り
500以上1,000未満	121,000	143,000	187,000	
1,000以上2,000未満	154,000	187,000	242,000	
2,000以上10,000未満	242,000	286,000	374,000	
10,000以上	別途見積り			
特定現況検査	別途見積り（腐朽・蟻害）			
個 別 性 能	別途見積り（性能項目選択）			

別 表 3

評価金額等の減額又は減額率については以下のとおりとする。なお、該当する項目が複数ある場合は、合計することができる。ただし、最大50%の減額を限度とする。

要 件	設計住宅 性能評価	建設住宅 性能評価	長期使用構 造等確認 (単願申請)
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2のイ) 又はウ) の とおり	別表2のイ) 又はウ) の とおり	—
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2のエ) 又はオ) の とおり	別表2のエ) 又はオ) の とおり	—
(3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第4項）の確認の申請を行うとき。	別表2のカ) のとおり	—	別表2のカ) のとおり
(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条23項及び同法第18条第32号）の検査の申請を行うとき。	—	別表2のカ) のとおり	—

(５) 建設住宅性能評価の申請とともに、鉄筋コンクリート用棒鋼引張試験やコンクリート圧縮強度試験等をセンターの建築材料試験所で行うとき。		—	１０％	—
(６) センターの理事長が定める期間内に、センターが定める回数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。		５％	５％	５％
(７) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。		１０％	１０％	１０％
(８) 共同住宅等で、住戸数が一定規模以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	50戸以上150戸未満	１０％	１０％	１０％
	150戸以上300戸未満	２０％	２０％	２０％
	300戸以上	３０％	３０％	３０％
(９) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。		５％	５％	５％
(10) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。		—	１０％	—
(11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。		１０％	１０％	１０％